

個人の事業所得がある人が、出国するとき

Q.事業収入がある人が海外に留学するとどうなる？

先日、個人で事業収入があるお客様から、

「これから海外に留学しますが、所得税の確定申告や住民税はどうなりますか？この事業収入は、海外に留学してからは無くなります。」と聞かれました。

A.これを考えるにはまず、申告する人が「居住者」であるか「非居住者」であるかを考えないと
いけません。

日本の所得税法では個人については「国内に住所を有し、または現在まで引き続いて1年以上
居所を有する個人」を居住者とします。

そして、「居住者以外の個人」は「非居住者」となり、1年以上の予定で日本を離れる人はこの
「非居住者」に該当することとなります。

従って、留学する人の留学期間がもし『1年以上の予定』であれば、出国した次の日から、「非居
住者」となり、『1年未満の予定』であれば「居住者」です。

非居住者となることが決まった方は、

- ① 納税管理人を指定しない場合、出国の日までに確定申告(準確定申告)をしなければなり
ません。
- ② 納税管理人を指定した場合は、翌年の2月16日から3月15日の間に、納税管理人を
通じて確定申告をすることとなります。

出国以降、日本国内で所得が発生しない方は、所得税の納税はここで終わりですね。

では、住民税はどうなるかというと、1年以上海外に居住し、出国された翌年の1月1日時点
で日本国内に居住していない場合、その年度は非居住者に該当するため、住民税は課税され
ません(実際に課税されないようにするには転出届等の手続きが必要です。)

出国した年の住民税は既に確定していますから、納める義務があるので、ご注意を。